

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 24 年 6 月 29 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 31 号

瀬戸市行政組織規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政組織規則（平成 17 年瀬戸市規則第 39 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（市民課）</p> <p>第 21 条 市民課は、戸籍制度、住民基本台帳制度、<u>在留管理制度等の適正な運用を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。</u></p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p> <p>2 管理係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>— <u>出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）に基づく法務省通知に関すること。</u></p> <p>— <u>特別永住者に関すること。</u></p> <p>— <u>公的個人認証に係る電子証明書に関すること。</u></p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>3 市民係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p>	<p>（市民課）</p> <p>第 21 条 市民課は、戸籍制度、住民基本台帳制度、<u>外国人登録制度等の適正な運用を使命とし、この使命を達成するため次の係を置く。</u></p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p> <p>2 管理係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>— <u>外国人登録に関すること。</u></p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>— &lt;省略&gt;</p> <p>3 市民係においては、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>から まで &lt;省略&gt;</p>

4 <省略>

— 公的個人認証に係る電子証明書に関するこ  
と。  
4 <省略>

## 附 則

この規則は、平成 2 4 年 7 月 9 日から施行する。